

自転車の安全利用に向けた指導について

1 はじめに

児童生徒は日常的に自転車を利用する機会が多く、特に、中学生・高校生においては、通学での利用も多いことから、交通ルールの理解やヘルメットの着用など、交通事故防止や被害軽減に向けた取組等を行うことが重要です。

本資料を参考にして、自転車の安全利用や事故の未然防止に向けた取組を推進してください。

2 道内における交通事故発生の現状 ～高校生は自転車通学時の事故が最も多い～

例えば、高校生の交通事故の特徴は、交通事故のうち自転車事故が最も多く、通学時の交差点で多く発生していることです。交差点では、車との出会い頭の事故が多く、安全確認をせずに交差点に侵入することが主な原因です。また、負傷者自身に違反がある場合も少なくありません。

高校生被害の交通事故の特徴(令和5年中)

- 交通事故のうち自転車乗用中の事故は 75.2%で最も多くを占める
- 自転車事故の通行目的は、通学が 74.2%で最も多くを占める
- 自転車事故の発生場所は、交差点が 75.7%で最も多くを占める
- 負傷者の 34.8%に違反があり、交差点安全進行義務が最も多く、次いで安全不確認が多い

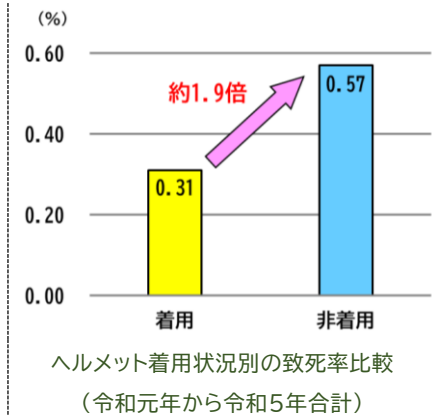
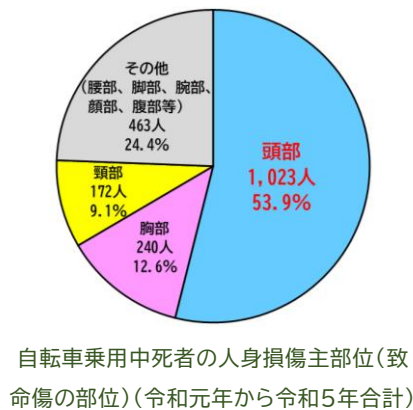
「高校生の事故は他にどのような特徴があるか」「小・中学生とはどのような違いがあるか」など、資料の活用やインタビューなどをするなど調べてみよう



(北海道警察本部 令和5年中交通事故分析資料)

3 ヘルメットの着用効果とその重要性 ～ヘルメットは頭部を保護し、命を守る～

自転車乗用中の交通事故において、死者の約5割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用時の致死率(死傷者に占める死者の割合)は、着用者の約 1.9 倍(令和元年から令和5年合計)高くなっていることから、ヘルメット着用は頭部を保護し、交通事故遭遇時の被害軽減に大きな効果があることがわかります。(警察庁 Web サイト)



4 自転車の安全利用に関する法律や条例 ～ヘルメットの着用と損害賠償保険の加入～

条例では、自転車利用者は、ヘルメット着用と損害賠償保険加入が努力義務となっています。

北海道自転車条例(平成 30 年3月公布)		自転車安全利用五則(令和4年 11 月決定)	
第5条の2	自転車利用者は、 <u>自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用し、及び夜間においては自転車の側面に反射機材を装着するよう努めなければならない。</u>	1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
第 16 条	自転車利用者は、 <u>自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。(後略)</u>	2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
		3	夜間はライトを点灯
		4	飲酒運転は禁止
		5	ヘルメットを着用

※道路交通法の一部改正に関する法律(令和4年4月公布、令和5年4月施行)でも、全ての年齢層に対する自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されています。

5 自転車の安全利用に向けた指導の重点～ルールへの遵守、ヘルメットの着用、保険への加入～

- (1) 児童生徒の自転車関連死亡・重傷事故では、その約8割に安全不確認や交差点安全進行等の法令違反があることから、自転車安全利用五則などの交通ルールへの定期的な指導が重要です。
- (2) 交通事故遭遇時の被害軽減に大きな効果のあるヘルメット着用を指導することが大切です。
- (3) 加害者となった交通事故では1億円近い損害賠償が求められた裁判事例もあることから、自転車損害賠償保険等への加入のほか、負傷者救護や警察への通報などの指導も必要です。

6 自転車の安全利用に向けた取組 ～教職員・児童生徒・保護者が連携した安全教育の実施～

自転車の安全利用に向けた取組を進めるためには、①目標設定と取組計画、②全教職員による取組、③児童生徒の主体的な活動、④保護者への啓発などの取組が重要です。また、ヘルメット着用に向けた取組を確実に進めるためには、児童生徒等に対する説明や指導を通じて着用の必要性や重要性の理解が深まるよう取組を行うことと併せて、校則等での着用の義務化や通学届出等に着用に関する項目を加えるなどの取組が必要です。

自転車の安全利用に向けた取組チェックリスト

- 目標設定と取組計画～自転車の安全利用に向けた取組について計画を立て、学校全体で取り組む～

例) ヘルメット着用義務化などの自転車通学重点課題の設定、全体計画や学年毎の年間計画の作成、職員への周知

- 全教職員による取組～全教職員が自転車の安全利用について考える機会を設定する～

例) 校内研修会の実施、自転車通学の課題の共有、ヘルメット着用に向けた取組の検討・実施、自転車通勤者の着用

- 児童生徒の主体的な活動～生徒が事故の危険等を理解し、主体的に安全利用について考え、計画を立て、実施する～

例

安全指導等によるヘルメット着用の必要性等の理解、安全教室等の実施、児童生徒会等を主体とした取組の実施

- 保護者への啓発～事故の危険等やヘルメット着用の必要性について、家庭の協力を得ながら推進する～

児童生徒の主体的な活動には、安全運転啓発や自転車点検の実施、安全運転やヘルメットなどのポスターコンクールの実施、児童生徒会等による安全利用ルールの制定などがあります。



7 自転車の安全利用に関する資料等

ヘルメット着用などの自転車の安全利用に向けた指導の際は、次の資料等もご活用ください。

【YouTube】



札幌西高校演劇部ヘルメット着用啓発CM



岩本勉さんによる交通安全メッセージ



【Web ページ等】

・[自転車の安全利用\(北海道\)](#)

・[自転車のルール知っていますか？\(北海道警察\)](#)

・[自転車リーフレット\(北海道交通安全推進委員会\)](#)

・[交通安全オンライン教室\(日本交通安全教育普及協会\)](#)

・[都立高等学校等における生徒の自転車通学時の自転車の安全な利用に向けた取組について\(東京都教育委員会\)](#)

・[自転車安全運転指導事例集\(東京都教育委員会\)](#)

【リーフレット】



[ヘルメットは自分の未来を守るため\(警察庁\)](#)



[自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化\(警察庁\)](#)

